

# 第3次刈谷市男女共同参画プラン 策定方針（案）

令和3年3月

## 1 策定の趣旨

刈谷市（以下「本市」という。）では、平成13年3月に、第1次となる「刈谷市男女共同参画プラン」を、平成23年3月に「第2次刈谷市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな事業の推進に努めてきました。また、取組をより一層推進するため、令和元年10月に「刈谷市男女共同参画推進条例」を施行しました。

「第3次刈谷市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）は、「刈谷市男女共同参画推進条例」の理念等に基づき、本市のこれまでの取組内容を評価・検証したうえで、本市における男女共同参画社会実現のための取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

## 2 計画の期間

「第2次刈谷市男女共同参画プラン」の計画期間は、当初平成23年度から令和2年度まででしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により審議会の開催が難しく、本プランの検討を十分行うことができない状況であったため、期間を令和3年度までに延長しました。そのため、本プランは令和3年度中に策定し、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

また、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、中間年度である令和8年度に事業の評価、検証によるプランの見直しを行います。

なお、新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、策定年度を令和4年度までとし、計画期間を令和5年度からとする場合があります。

## 3 計画の位置づけ

本プランは、次の法律・条例に基づき策定します。また、本プランの策定にあたっては、国、県等の計画や本市の上位計画・関連計画との整合を図ります。

さらに、本プランは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた「SDGs」の達成に向けて取り組む視点を盛り込んだものとします。

### 関連する法律・条例

- ・「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項
- ・「刈谷市男女共同参画推進条例」第10条第1項
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第二条の三第3項
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条の第2項

#### 関連する計画

- ・「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定）
- ・「あいち男女共同参画プラン2025」（次期プランは令和3年3月策定予定）
- ・「第8次刈谷市総合計画」（令和5年3月策定予定）
- ・その他、本市の各種関連計画

## 4 策定のスケジュール

年度	内容
令和元年度	・第3次刈谷市男女共同参画プラン策定にあたっての意識・実態調査（市民調査、事業所調査、職員調査）の実施 ・第3次刈谷市男女共同参画プラン策定にあたっての各種ヒアリング調査（事業所、団体、刈谷市職員）の実施
令和2年度	・刈谷市男女共同参画審議会の開催（計2回）※うち1回は書面会議 ・刈谷市男女共同参画プラン策定部会の開催（計2回） ・第2次プランに基づく進捗状況調査
令和3年度	・刈谷市男女共同参画審議会の開催（計3回を予定） ・第3次刈谷市男女共同参画プラン策定にあたっての庁内ヒアリングの実施 ・パブリックコメントの実施

## 5 計画の方向性

### （1）計画の基本理念と目指すまちの姿

本市では、令和元年10月に制定した「刈谷市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画の理念や市民、事業者、行政等の担うべき役割を定めました。本プランもこの条例に基づいて推進していきます。そのため、本プランで掲げる基本理念及び目指すまちの姿を次のように定めます。

#### 目指すまちの姿

**（案） 性別にかかわらず全ての人の人権が尊重され、誰もが輝くまち刈谷**

## 基本理念

- ・性別にかかわらず個人としての人権が尊重されること
- ・社会における制度又は慣行による活動の選択が制限されないよう配慮すること
- ・性別にかかわらず全ての人が、意思決定の場に参画する機会が確保されること
- ・家庭生活と仕事や地域活動等とを両立できるよう配慮されること
- ・男女共同参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること

## (2) 本プランの推進にあたって重視する視点

令和2年11月に、本市では市制施行70周年記念事業として「日本女性会議2020 あいち刈谷」を開催しました。日本女性会議は、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進やネットワーク化を図ることを目的として昭和59年から毎年開催されています。「日本女性会議2020 あいち刈谷」では、大会宣言として以下の3点をあげており、本プランにおいてもこの視点を持って施策の推進等を図ります。

### 重視する視点

- 1 私たちは、一人ひとりが「かけがえのない“わたし”を生きる」ことができる社会の実現に向けて、「それぞれの立ち位置で今、できること」を大切に、あらゆる課題に取り組めます。
- 1 私たちは、長い人生を視野に入れ、「生活と仕事の調和」(ライフ・ワーク・バランス)が実現できる社会を目指し、職場・行政・市民が協働して取り組めます。
- 1 私たちは、ジェンダー平等と人の多様なあり方、考え方が尊重される地域社会の実現に向けて、世代を超えて人々がつながり、語り合うことができる環境をつくります。

### (3) 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性は第2次プランと大きく異なってはいないことから、基本目標の分野は継承することを基本としますが、以下のような文言の変更を予定します。なお、今後の審議会等での意見を踏まえて変更等が再度生じる可能性があります。

第2次プラン		第3次プラン
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	→	<継承> 基本目標1 男女共同参画の意識づくり
基本目標2 さまざまな分野における男女共同参画の推進【一部が女性活躍推進計画】	→	<継承> 基本目標2 さまざまな分野における男女共同参画の推進【一部が女性活躍推進計画】
基本目標3 <u>仕事と生活</u> のバランスがとれたまちづくり	→	<一部変更：女性会議の宣言を受けて> 基本目標3 <u>生活と仕事</u> のバランスがとれたまちづくり
基本目標4 人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり【一部がDV対策基本計画】	→	<一部変更：近年の社会情勢等を受けて> 基本目標4 <u>一人ひとりが尊重され、すべての人が共に安心して暮らせる</u> まちづくり【一部がDV対策基本計画】

### (4) 計画の数値目標

第2次プランと同様に、「基本目標」ごとに、各施策の推進によって達成を目指す数値目標を設定する予定です。

### (5) 施策体系について

### (6) 施策（事業）の展開

<次回会議までにヒアリングを行い一体的に整理>

### (7) プランの進捗管理方法

本プランに位置付ける事業については、第2次プランと同様に、進捗を確認するための指標を設定する予定です。また、事業及び指標については毎年度、それぞれの担当課が推進状況や課題等を整理してPDCAの視点から自己評価を行い、その結果を「刈谷市男女共同参画審議会」に報告します。